

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	勧告に係る措置をとるべきことの命令	根拠条項	第15条第3項				
処分基準	<p>○都道府県知事又は特定市町村の長は、次の各号の規定を遵守していない場合は、勧告・公表・勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>○法第12条第1項若しくは第2項又は法第13条第1項若しくは第2項の規定を遵守していないため第15条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	くらしの安全安心課	交付機関	くらしの安全安心課	目次 NO